

滋賀県における 原子力防災対策について

令和5年1月12日
滋賀県防災危機管理局
原子力防災室

滋賀県と原子力発電所の位置関係



原子力災害対策を重点的に実施すべき地域



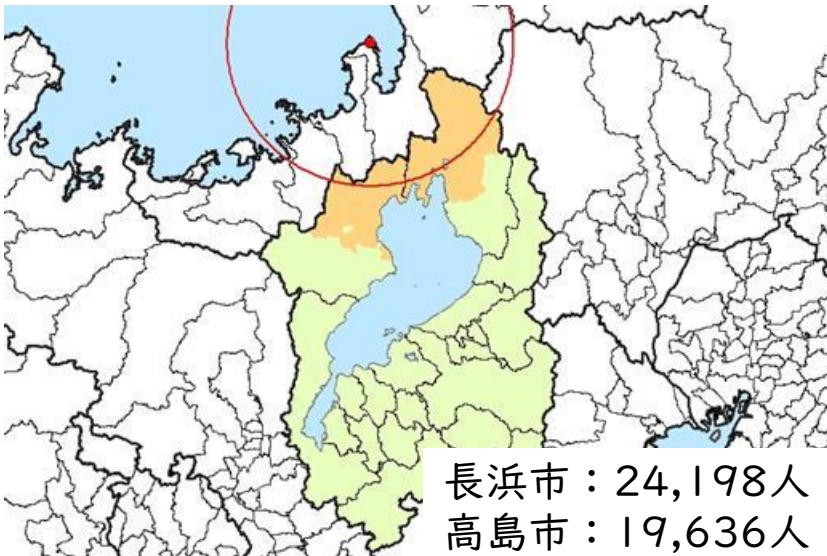
UPZ(Urgent Protective Action
Planning Zone)
原子力災害対策を重点的に実施すべき
地域
(原子力施設から概ね30km内)



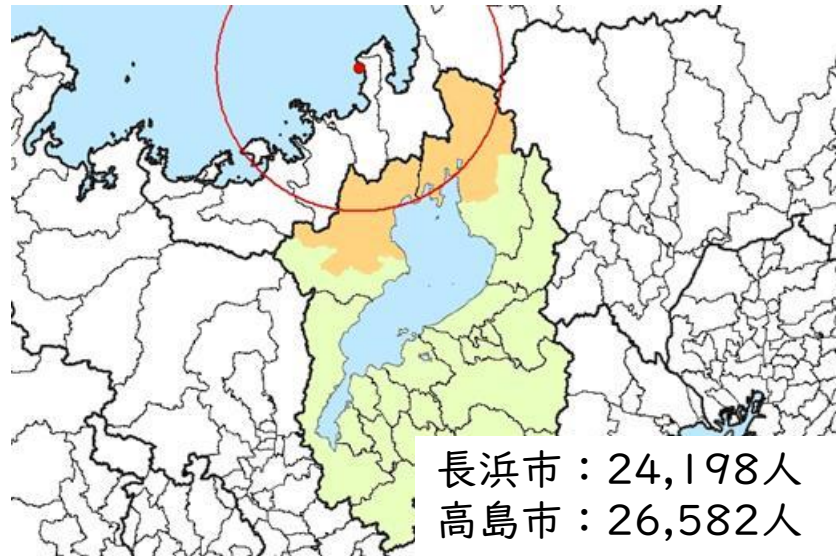
滋賀県では、独自に放射性物質の拡散
予測を行い、最大43kmをUPZとし
ている。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）

敦賀発電所 UPZ



美浜発電所・もんじゅ UPZ



大飯発電所 UPZ

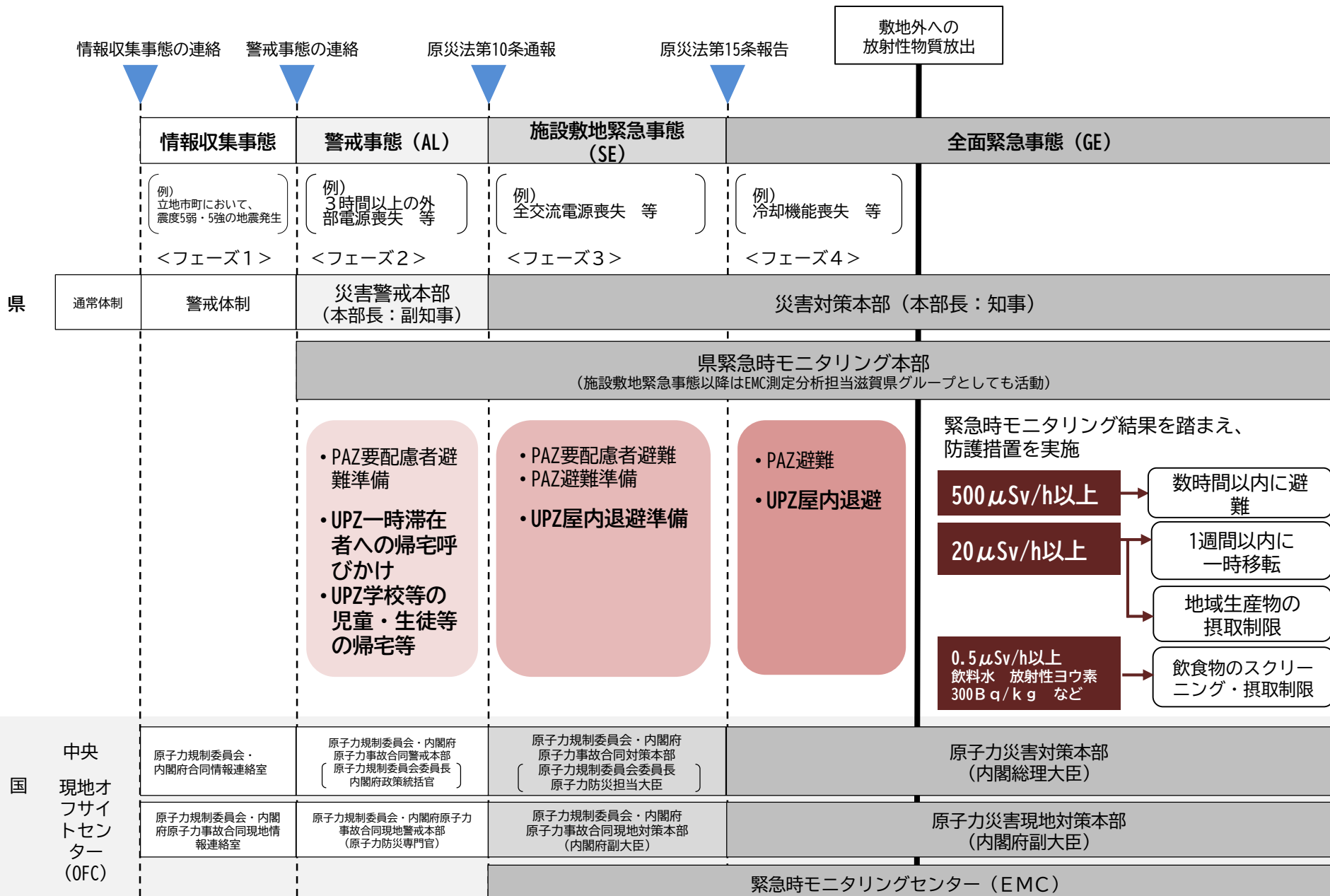


高浜発電所 UPZ

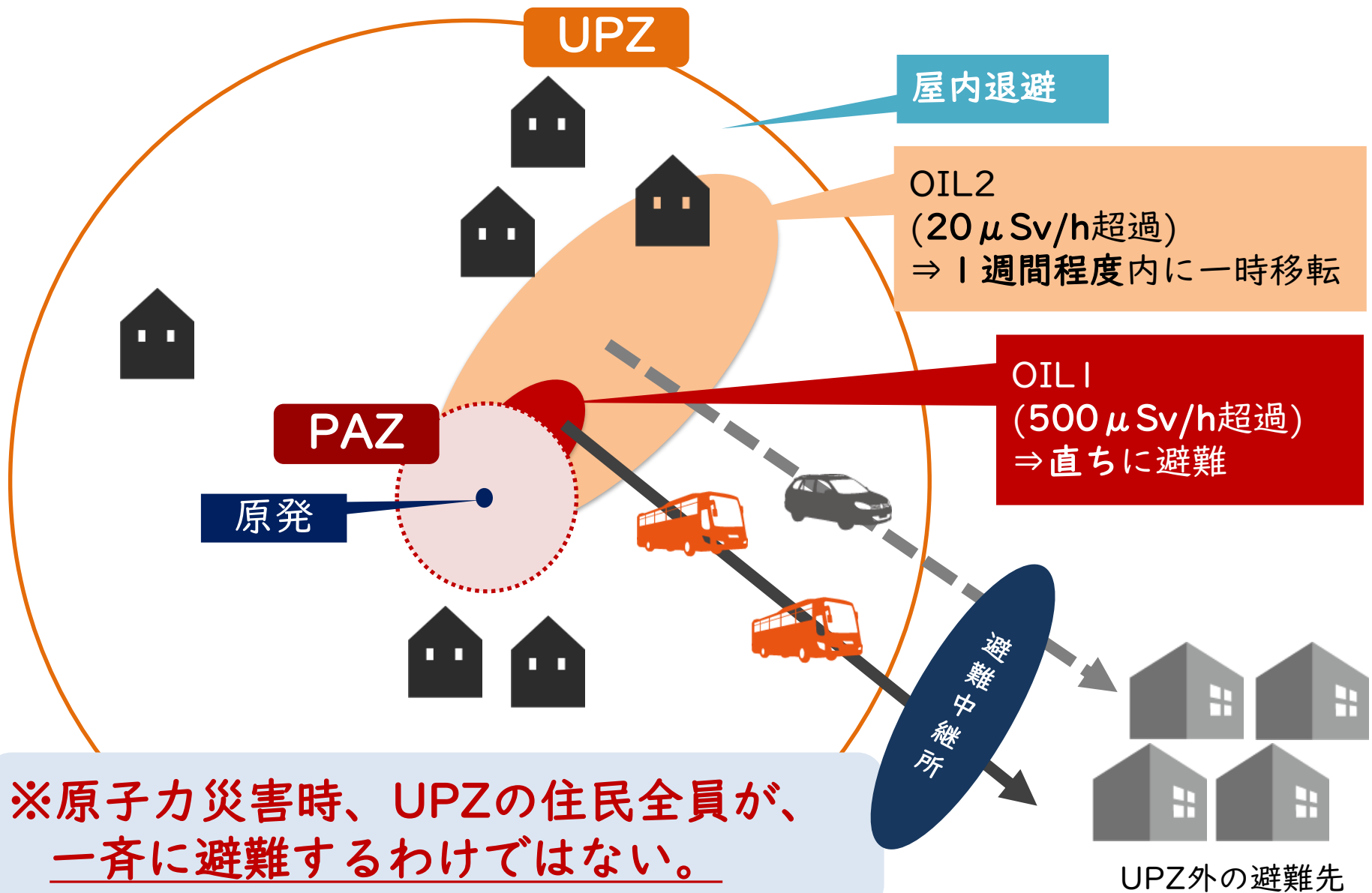


※人口は、いずれも令和4年1月1日現在

原子力災害時の対応



住民避難の一般的な概念（放射性物質放出後）



避難に伴う犠牲者

福島第一原子力発電所の事故では・・・

- ・国や県の避難指示が適切でなく、病院などでは重篤患者も含めて緊急避難が実施され、結果的に平成23年3月末までに少なくとも60人（国会事故調）、4月末までに150人を超える犠牲者を出した（福島県）と伝えられている。
- ・震災により、避難中の負傷の悪化等により亡くなられた「震災関連死」の死者数は、福島県では事故から5年で約2000人以上に達している（復興庁）。



教訓

準備が不十分な避難は、多くの犠牲者を出すなどの極めて深刻な結果につながる

広域避難について

広域避難計画

■ 基本方針

- ・ 原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、OIL1に基づく避難またはOIL2に基づく一時移転を実施することを前提とする。
- ・ 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- ・ 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。

	基準の種類	基準の概要	初期値の設定	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

避難の単位と地域

■ 避難の単位

- ・ 国による避難指示が小校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

■ 避難先の事前調整を行う地域

- ・ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）
（長浜市、高島市の一部）

長浜市：24,198 人、高島市：27,122 人 計 51,320 人

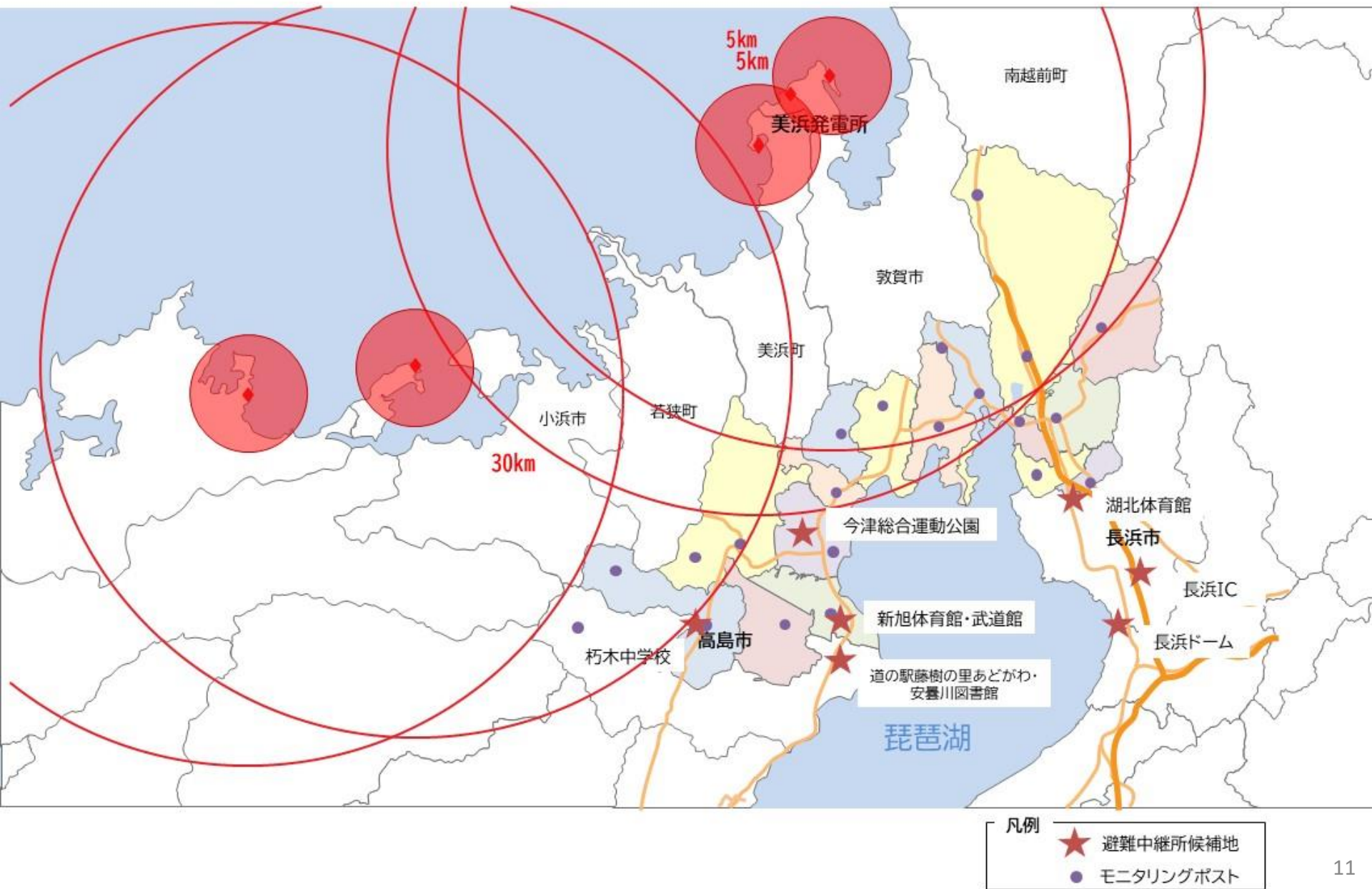
※（令和4年1月1日現在 住民基本台帳人口）

- ・ UPZ外の地域が避難対象区域となった場合は、この計画の規定に準じて、避難先等の調整を行う。

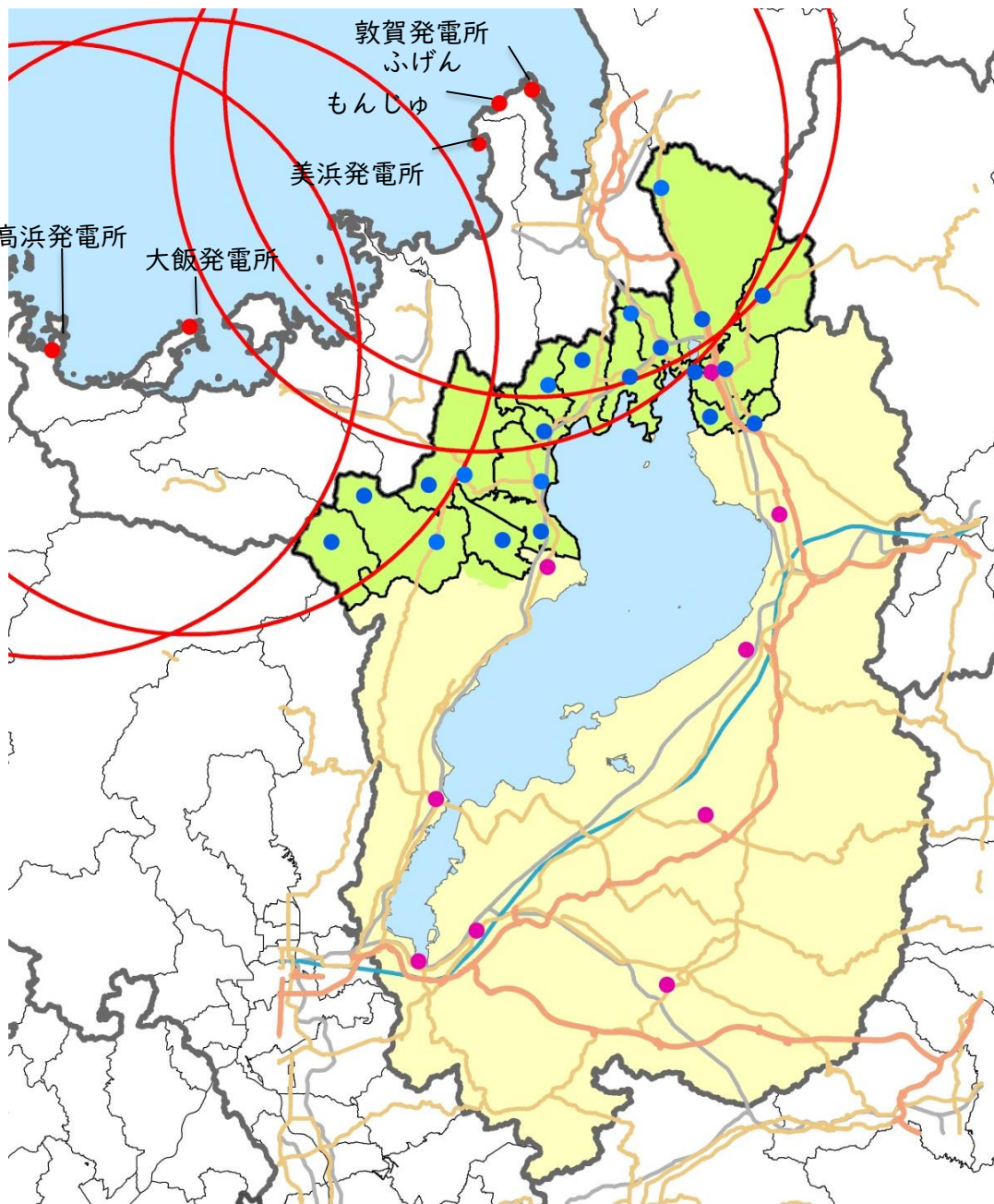


滋賀県内のUPZ

避難単位および避難中継所設置候補場所



放射線測定場所



固定観測局

- ・ 6 基
- ・ 24 時間観測
- ・ データ放送・県HPで測定結果確認可
- ・ 自家発電機付



電子式線量計

- ・ 15 基
- ・ 24 時間観測
- ・ 県HPで測定結果確認可



水準用モニタリングポスト

- ・ 9 基
- ・ 24 時間観測
- ・ 県HPで測定結果確認可



追加のモニタリングが必要な場合は、

- ・ 可搬型モニタリングポスト
 - ・ モニタリング車
 - ・ サーベイメータ等
- により測定。



可搬型
モニタリングポスト



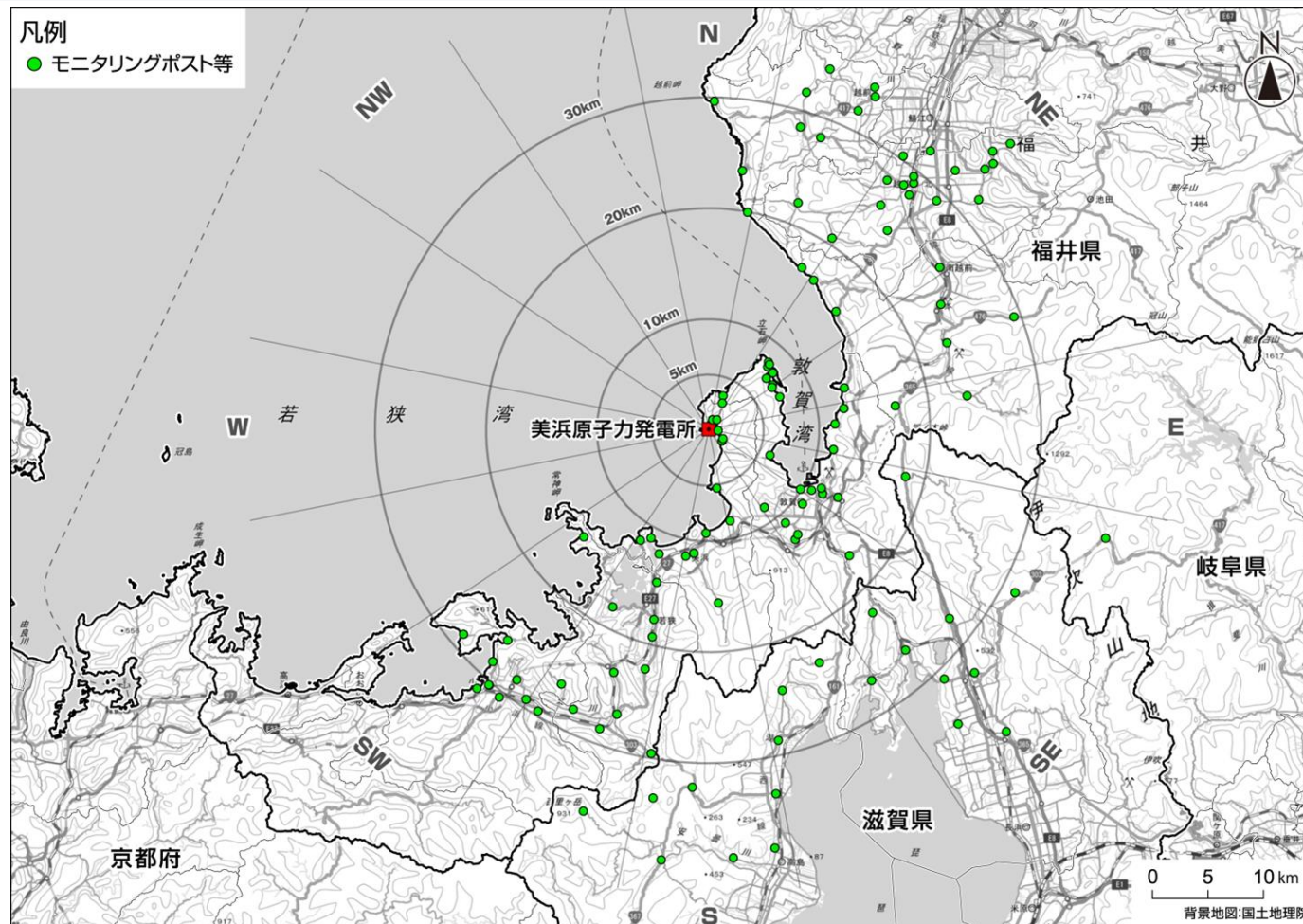
モニタリング車



美浜地域緊急時モニタリング体制

内閣府「美浜地域の緊急時対応
(令和3年1月5日)」抜粋

- 美浜地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、滋賀県及び岐阜県の10市町(福井県7市町、滋賀県2市、岐阜県1町)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点111地点(PAZを除く福井県65地点、滋賀県20地点、岐阜県1地点、原子力事業者25地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 美浜発電所敷地内及びPAZ内では、17地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



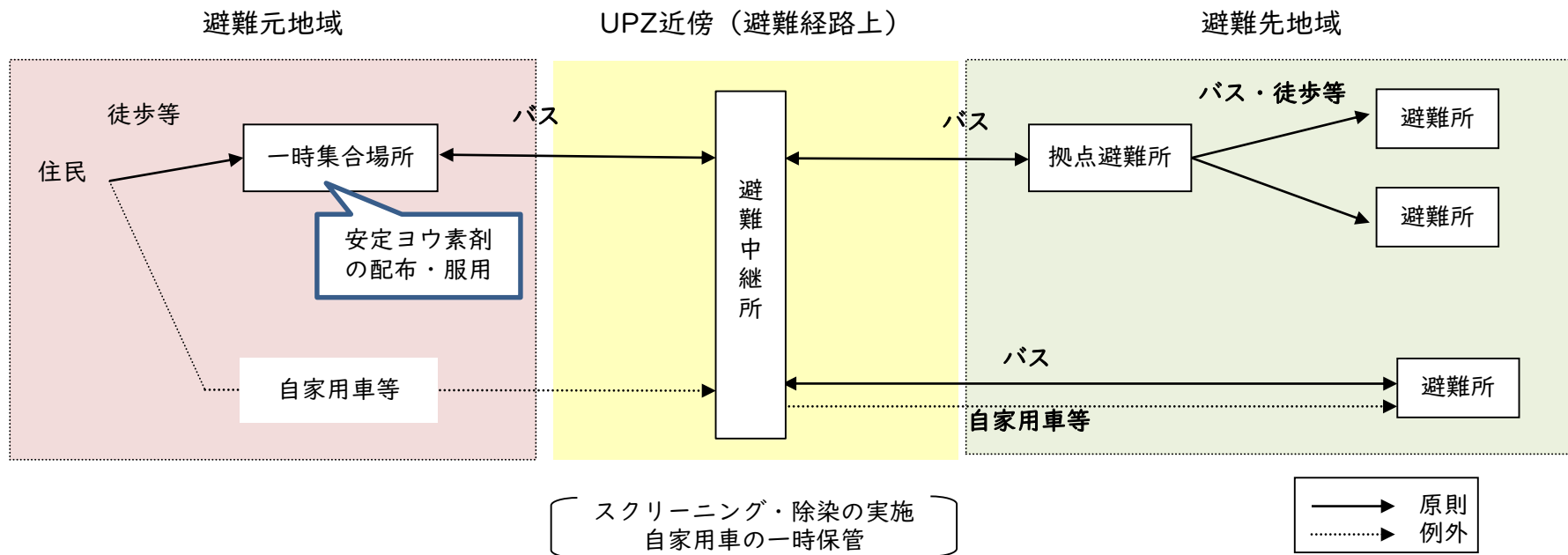
広域避難の基本的な流れ

■避難元地域から避難中継所への移動

避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた**一時集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動**する。

■避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、**避難中継所でスクリーニング**を行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に**避難用バスで移動**する。



【滋賀県】

避難元地域



一時集合場所
(安定ヨウ素剤の服用)

自家用車等



→ 原則

.....▶ 例外 (要配慮者の方などバスでの避難が困難な場合 など)

UPZ境界近傍 (避難経路上)

避難中継所

検査開始

① 避難住民全員に放射性物質が付着しているか

NO

YES

② 簡易除染後も放射性物質が付着しているか

NO

YES

検査済証発行

バス

自家用車等

避難先地域



避難所

専門の
医療機関

【参考：原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁）で示されている検査の流れ】

避難元地域



バス

自家用車等



住宅等

UPZ境界近傍 (避難経路上)

避難退域時検査場所

検査開始

① 車に放射性物質が付着しているか

NO

YES

② 代表者に放射性物質が付着しているか

NO

YES

③ 代表者を除く乗員に放射性物質が付着しているか

NO

YES

④ 簡易除染後も放射性物質が付着しているか

NO

YES

通過証等を発行

バス

自家用車等

避難先地域



避難所

専門の
医療機関

避難中継所

放射性物質が付着して
いないか確認
(スクリーニング)



基準以下
40,000cpm以下

検査済証を発行

検査済証	
氏名	近江〇子
住所	〇〇市〇〇〇
実施日	20×〇年〇月
時間	〇時〇分
定数値	〇〇cpm
危機管理庁原子力防災室	

基準以下
40,000cpm以下

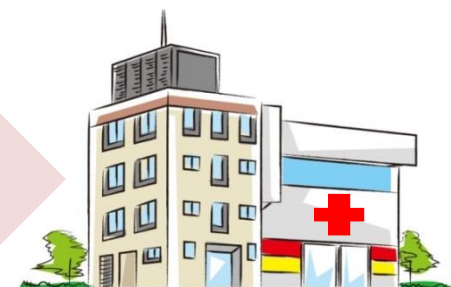
避難所へ



基準超過
40,000cpm超



基準超過
40,000cpm超



除染の必要があるときは、
放射性物質を拭き取る、服を脱ぐ

原子力災害医療協
力機関等へ搬送

避難中継所設置候補地

身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置する。

名 称	所 在 地
湖北体育館	長浜市湖北町速水1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田548
長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）	長浜市田村町1320
高島市今津総合運動公園	高島市今津町日置前3110
高島市立朽木中学校	高島市朽木市場1055
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳1162-1
高島B & G海洋センター	高島市宮野1516

※ 長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用も検討する。

避難先

■避難先

市内、県内避難を優先的に検討し、複合災害などにより県内での受入れが困難な場合は、県外に避難。

①市内避難（長浜市・高島市内）



②県内避難

大津市、草津市、甲賀市、東近江市を中心に協議。

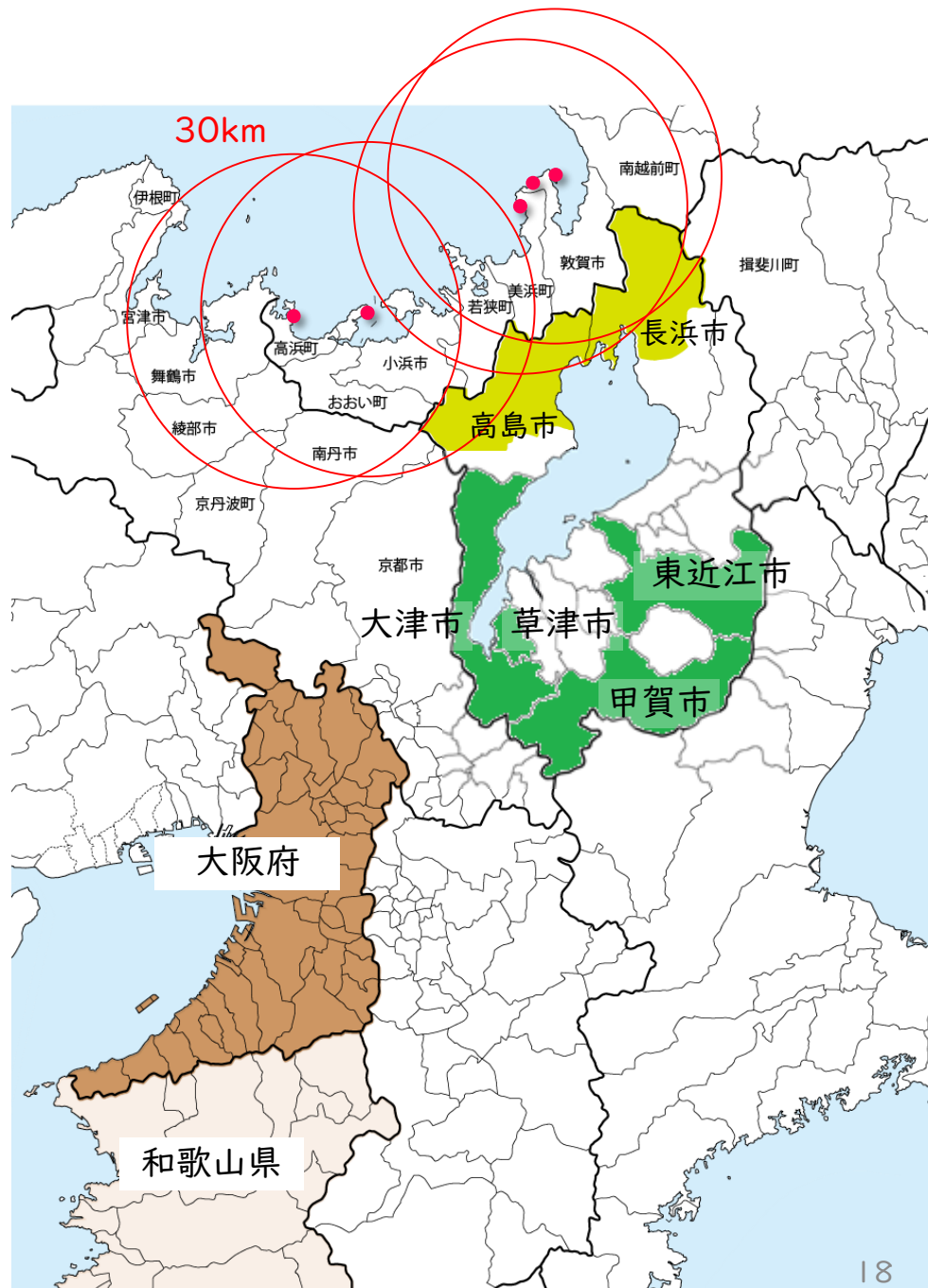
状況に応じて他の市町にも協力を求める。



③県外避難

関西方面：大阪府（和歌山県）

中部方面：災害時等応援協定書に基づき応援を要請



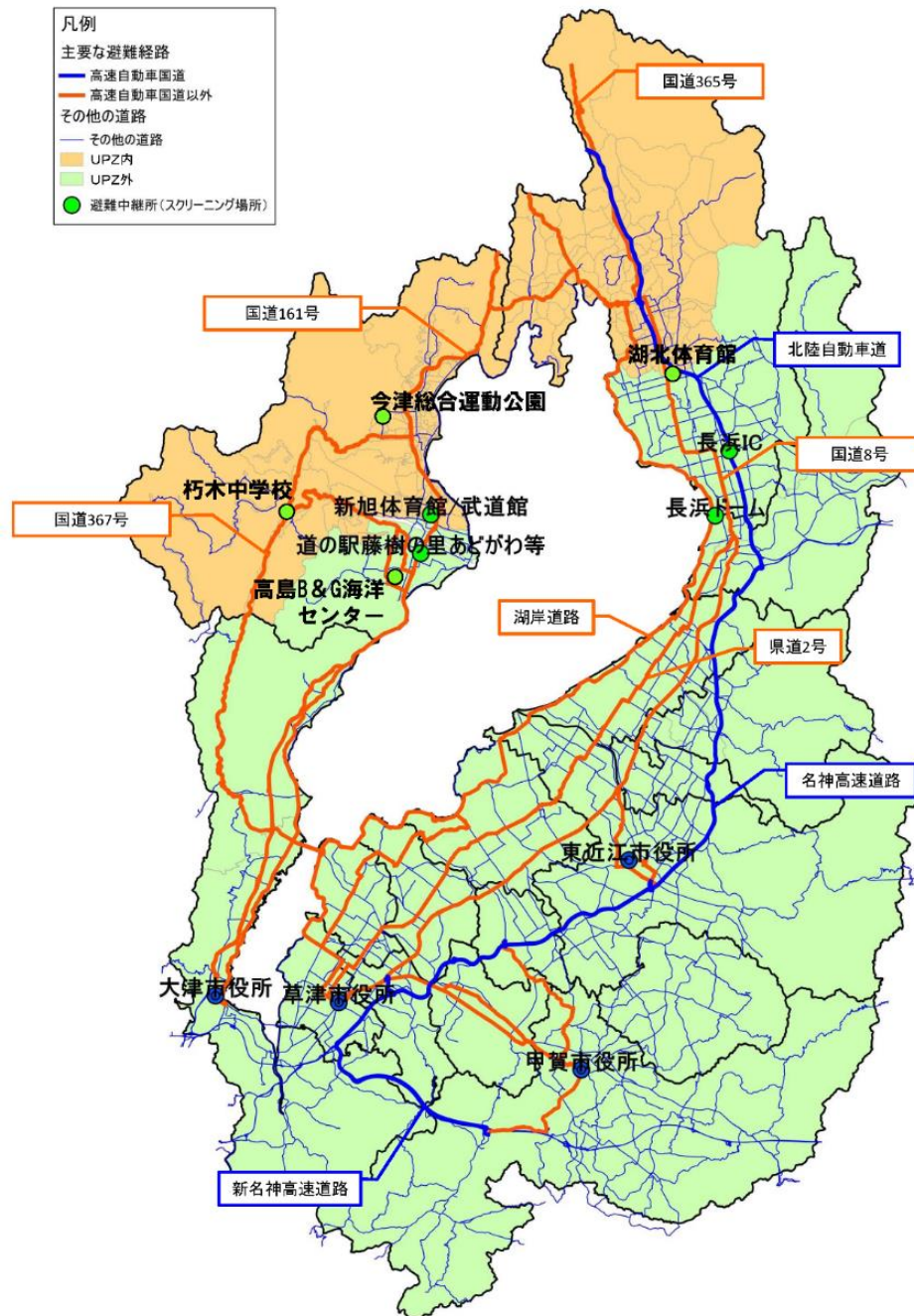
避難手段・避難経路

■避難手段

- ・避難の実施に当たっては、原則として、**バス等の公共輸送手段**を活用する。
- ・バスの活用にあたっては、車両の有効活用および車両の検査・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。

■避難経路

住民避難にあたっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。



一時移転等における輸送能力の確保

内閣府「美浜地域の緊急時対応
(令和3年1月5日)」抜粋

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県^{しがけん}におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数50,974人、必要車両数402台に対して、滋賀県内バス会社^{しがけん}の保有車両数は442台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP98参照)。

		合計	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	50,974	23,750	27,224	R2.4.1時点
	バスによる一時移転 等が必要となる住民	50,974	23,750	27,224	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等 が必要となると想定。
必要車両台数(台)		402	188	214	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定。 ・1日5往復×3日間の必要台数×2 (避難元⇄中継所⇄避難先(避難中継所 でバス乗り換え))で総合必要台数を試算。



しがけん 滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	442台(令和2年7月時点)	しがけん 滋賀県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,346台	関西広域連合等関係機関が関係団 体から輸送手段を調達。

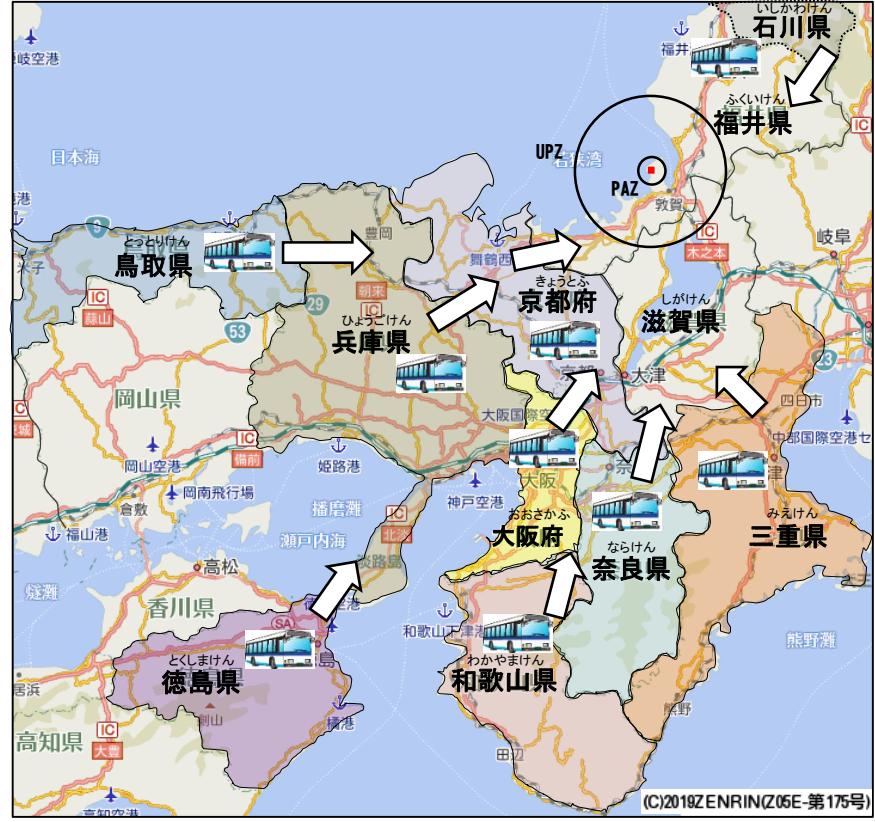
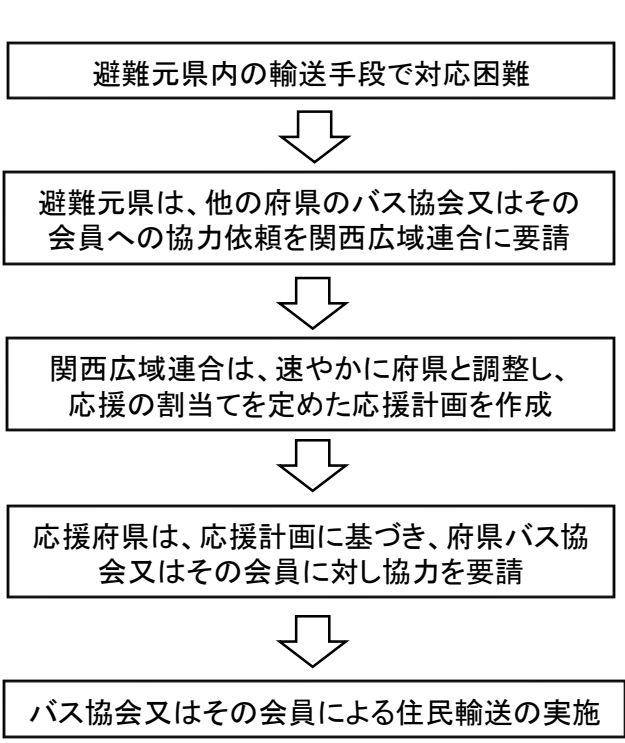
※ 原子力災害の状況により、3日間より短い期間で一時移転等を行う必要がある場合は、関西広域連合に要請を行い、バスの確保を行う。
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

国、関係機関による輸送能力の確保

内閣府「美浜地域の緊急時対応
(令和3年1月5日)」抜粋

- ふくいけん しがけん
福井県、滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結。
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数	
府県名	保有台数 (台)
いしかわけん 石川県	1, 111
みえけん 三重県	1, 331
きょうとふ 京都府	2, 363
おおさかふ 大阪府	4, 864
ひょうごけん 兵庫県	3, 842
ならけん 奈良県	991
わかやまけん 和歌山県	711
とっとりけん 鳥取県	510
とくしまけん 徳島県	623
計	16, 346

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 21

令和4年度 滋賀県原子力防災訓練 写真

滋賀県災害対策本部等運営訓練

開催日 : 令和4年11月4日(金)～6日(日)

開催場所 : 危機管理センター、長浜市役所、高島市役所 他

参加者 : 9機関72人

①災害対策本部等本部員会議運営訓練

②オフサイトセンター運営訓練



住民避難訓練

開催日：令和4年11月6日（日）

開催場所：長浜市内、高島市内

参加者：35機関435名 ほか住民247名

一時集合場所への集合
（県立高島高等学校）



一時集合場所からバスによる避難
（長浜市立高月小学校）



住民避難訓練

住民スクリーニング
(湖北体育館)
6日 9:30頃



住民スクリーニング
(高島B & G海洋センター)
6日 11:00頃



住民避難訓練

汚染者の救急搬送
(高島B & G海洋センター)



車両スクリーニング
(湖北体育館)



住民避難訓練

原子力災害医療の実施
(長浜赤十字病院)



原子力災害医療の実施
(高島市民病院)

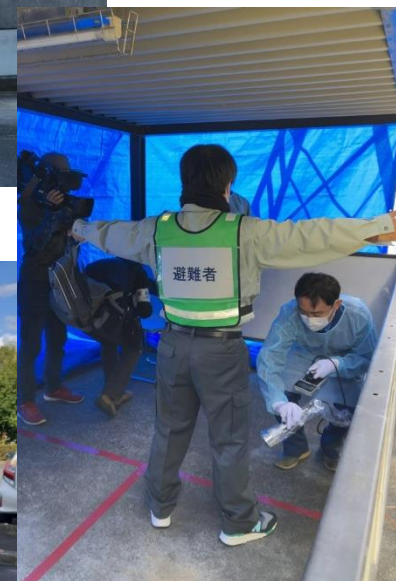


住民避難訓練

広域避難受入訓練
(大津市仰木の里市民センター)



一時帰宅者の汚染検査訓練
(大津市仰木の里市民センター)



政府備蓄の安定ヨウ素剤受入訓練 (住民避難訓練の一部として実施)

開催日　：令和4年11月5日（土）

開催場所：日本通運株式会社滋賀支店大津営業課



安定ヨウ素剤備蓄に係る 考え方について

滋賀県の安定ヨウ素剤備蓄の考え方

平成23年度修正
地域防災計画（原子力災害対策編）記述

放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置
東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から50kmに及んだ可能性があるとしており、今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。

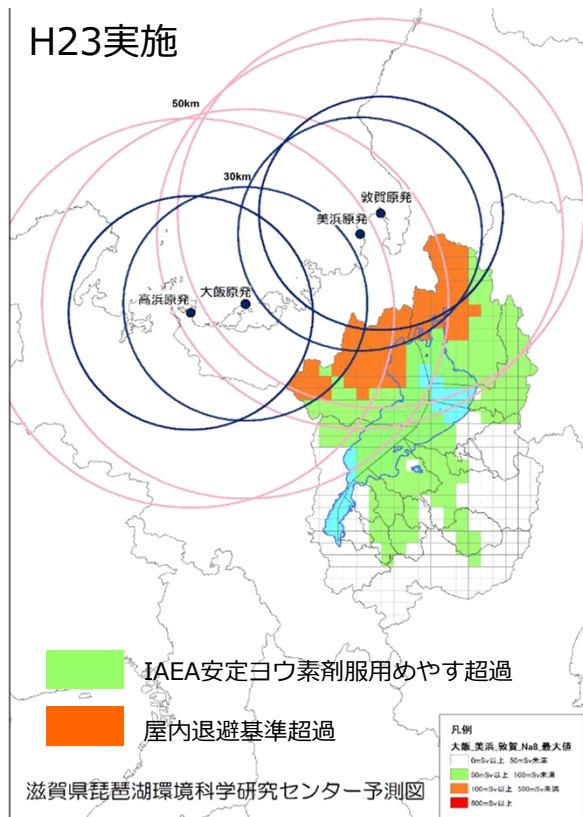
平成25年度 原子力規制庁（国）
「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」策定

平成25年度 広域避難計画に備蓄場所を記載

平成25年度に修正を行った地域防災計画（原子力災害対策編）に、「安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備」について明記し、具体的な備蓄場所等については、平成25年度に策定した広域避難計画に明記
【備蓄場所および配布場所】

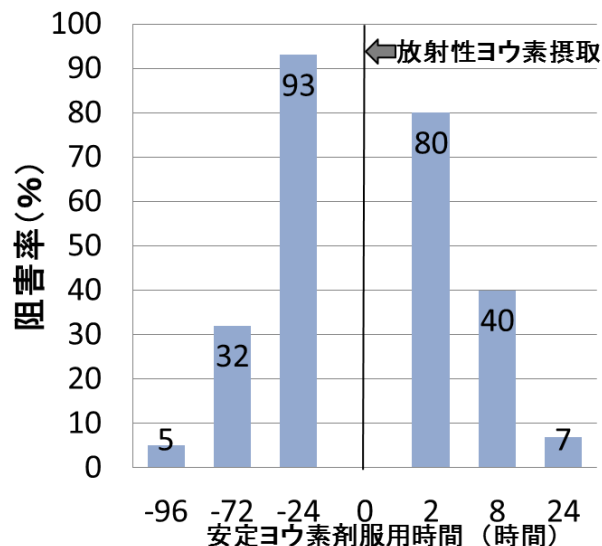
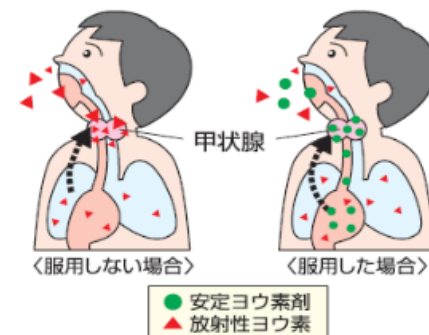
市が指定する避難集合場所、UPZ内の学校・保育所等、県健康福祉事務所（湖北・高島）、市役所、原子力災害医療機関

平成26年度から安定ヨウ素剤を配備（配備場所は広域避難計画記載場所）



安定ヨウ素剤とは

- 原子力災害時に放出される可能性が高い、「放射性ヨウ素」は、のどの甲状腺に集まる性質をもっており、これを体内に取り込むと、甲状腺がんなどを発生させる可能性がある。
- 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを防ぎ、内部被ばくの防止または軽減する効果がある。



安定ヨウ素剤の投与時期と効果

ばく露される24時間前からばく露後2時間までに服用

→90%抑制

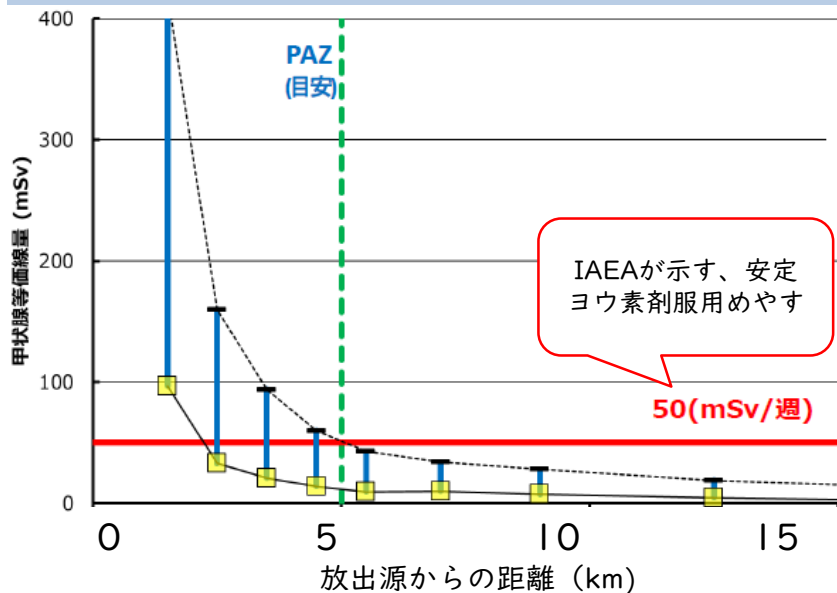
【留意事項】

- 適切なタイミングで服用することが必要
(服用は原則1回)
- 服用を優先すべき対象は
①妊婦 ②授乳婦 ③未成年者 (乳幼児を含む。)
- 40歳以上は安定ヨウ素剤の効果はほとんど期待できない
- 放射性物質に対する治療薬ではない
- 他の放射性物質の外部被ばく等には効果がない

国の安定ヨウ素剤備蓄の考え方

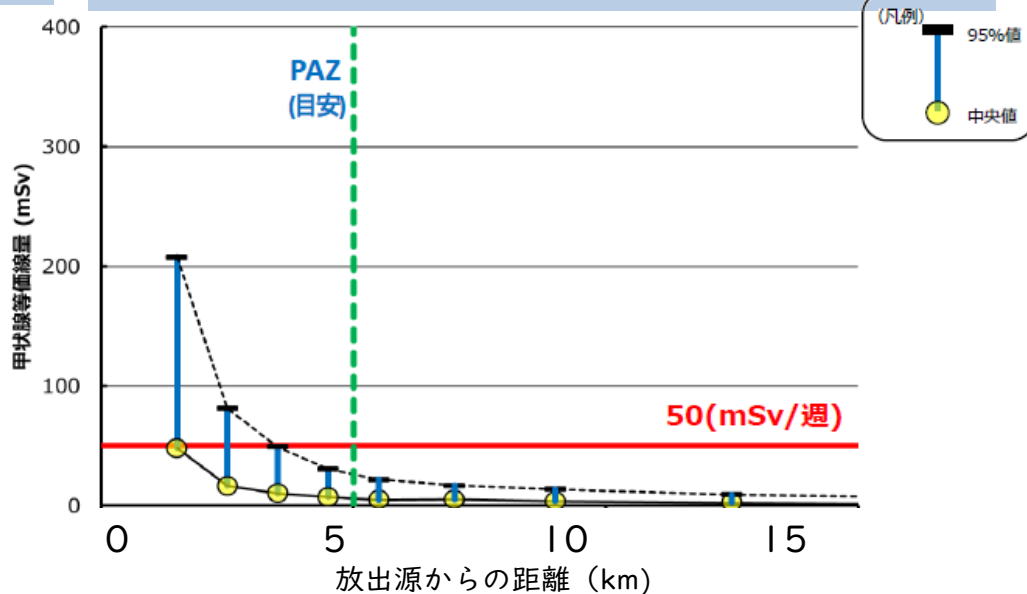
- PAZ(原発から概ね5 km) ⇒ 事前配布
- UPZ(原発から概ね30km) ⇒ 避難または一時移転の際に配布できる体制を整備(避難所、学校、病院等に備蓄)
- UPZ 外 ⇒ 備蓄の必要性についての記載なし

木造建物に屋内退避 (2日間)



PAZ→屋内退避だけでは、50mSv/週を上回る地点がある
UPZ→屋内退避により、全地点で50mSv/週を下回る

コンクリート構造物に屋内退避 (2日間)
+ 安定ヨウ素剤服用



PAZ→屋内退避と安定ヨウ素剤の併用で、50mSv/週を下回る

➤ 原子力災害対策指針

平成24年10月31日 制定

PPA※（UPZ外）においても、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。

※プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域
（PPA：Plume Protection Planning Area）

原子力災害対策指針(H241031)

【プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の検討】

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施

⇒原子力災害対策指針のPPAの概念削除

⇒滋賀県地域防災計画において原子力災害対策指針に準拠し、PPAの概念を削除

原子力規制委員会 第10回原子力災害事前対策等に関する検討チーム
(H270202)

安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。プルームが比較的短時間で通過することやプルームによる住民の無用な汚染を防止する観点も考慮すると、プルーム通過時の防護措置としては、内部被ばくと外部被ばくの両方を回避でき且つ容易に実施できる屋内退避が最も実効的であると考えられる。

滋賀県の安定ヨウ素剤備蓄の考え方

◆ 県独自で実施した放射性物質拡散シミュレーション後に、
国の指針が改定

◆ 国の方針

施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて
UPZ外においても屋内退避を実施する方針

- PAZ(原発から概ね5 km) ⇒ 事前配布
- UPZ(原発から概ね30km) ⇒ 避難または一時移転の際に配布できる体制を整備
(避難所、学校、病院等に備蓄)
- UPZ 外 ⇒ 備蓄の必要性についての記載なし



本県としても、国の方針に基づき、
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）対象に備蓄

安定ヨウ素剤の備蓄

- 滋賀県では、避難または一時移転の際に迅速に配布できるよう、UPZ内の一時集合場所を中心に135カ所、丸剤589,000錠、ゼリー剤4,860包を備蓄。
- また、一時集合場所に避難することができない場合やその暇がない場合も考慮し、幼稚園、保育所、社会福祉施設および病院等に分散備蓄を行っている。
- 一時滞在者への配布も考慮。

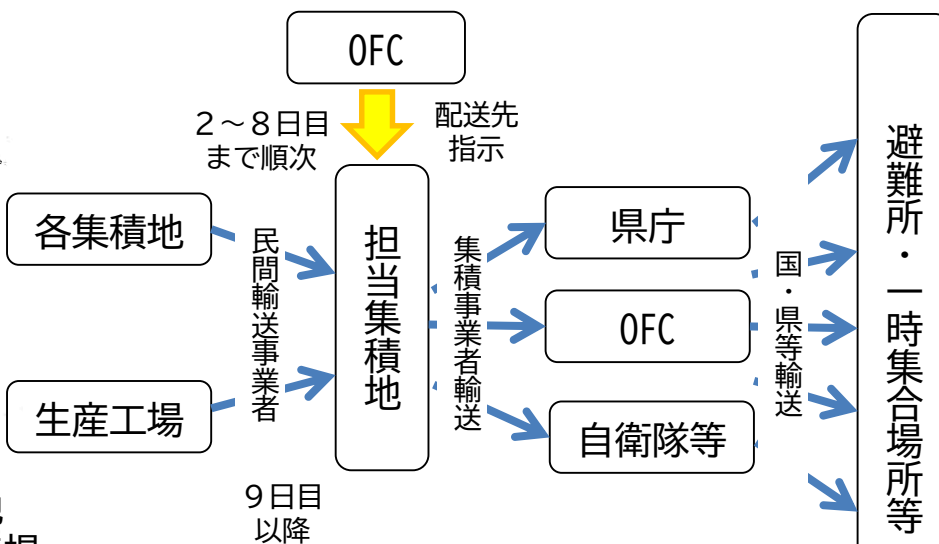
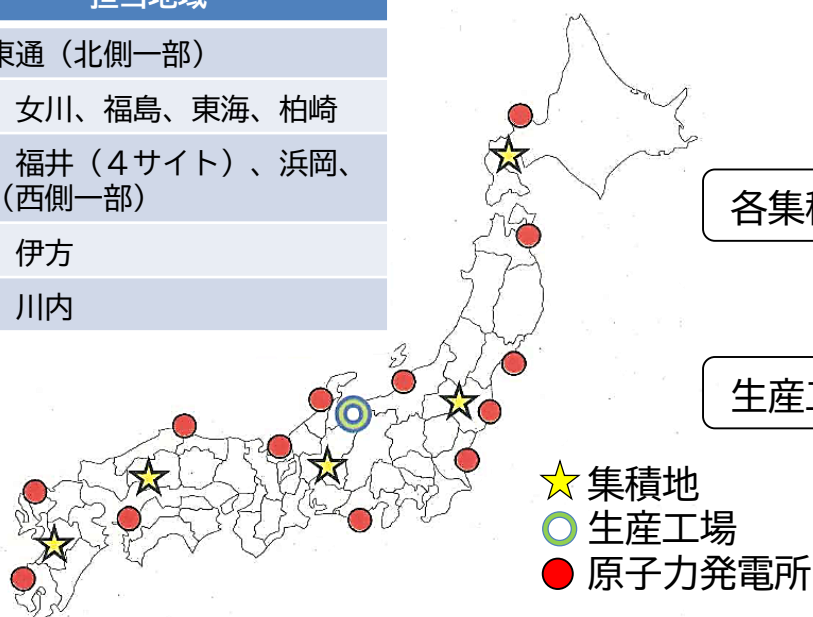
備蓄施設	箇所数	丸剤（錠）	ゼリー剤（包）
小中学校、保育所、幼稚園等	75	223,000	1,760
社会福祉施設	41	41,000	0
病院	6	9,000	180
その他（県庁、市役所、保健所等）	13	316,000	2,920
合計	135	589,000	4,860

（令和4年12月現在）

UPZ外で安定ヨウ素剤が必要となった場合の対応

- 万が一、UPZ外で安定ヨウ素剤が必要となった場合は、国が備蓄している安定ヨウ素剤を活用
- 国は、全国5地域に合計200万錠（成人100万人分）の安定ヨウ素剤を備蓄
- 国は、どこで発災しても、2日目には40万錠、7日目までには200万錠全て配布できる体制を構築
- 関西広域連合においても、関西電力が保有する安定ヨウ素剤の貸与を受けられるよう覚書を締結（H28.9.21「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」）

集積地	担当地域
北海道	泊、東通（北側一部）
東北	東通、女川、福島、東海、柏崎
中部	志賀、福井（4サイト）、浜岡、柏崎（西側一部）
中四国	島根、伊方
九州	玄海、川内



安定ヨウ素剤の配布および服用

■ 服用の判断

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる。

■ 服用のタイミング

PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難または一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従う。

■ 服用対象者

避難または一時移転対象者

- 妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）は、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。

資機材の整備

● テレビ会議システム



● 放射線測定器



NaIシンチレーション式
サーベイメータ

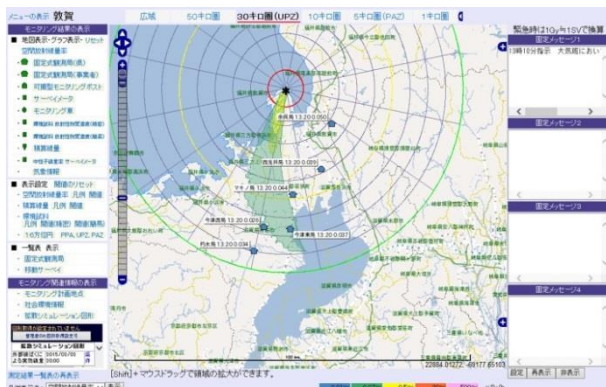


GM管式
サーベイメータ



電離箱式
サーベイメータ

● モニタリング情報共有システム (RAMISES: ラミセス)



● 防護資機材



防護服セット



個人被ばく線量計
(ポケット線量計)



半面 (全面) マスク
／吸収缶

<参考> 広域避難計画策定根拠

・ 災害対策基本法

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

・ 防災基本計画

第12編 原子力災害対策編

地域防災計画(原子力災害対策編)を策定すべき地域については、上記指針(原子力災害対策指針)において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、地域防災計画(原子力災害対策編)の具体化・充実化を支援するものとする。

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急体制、災害復旧への備え

2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(1) 避難誘導

地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。特に、PAZ内の地方公共団体(PAZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。)においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、実用発電用原子炉施設からおおむね半径30km圏内の原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の地方公共団体(UPZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下 同 じ。)においても、広域避難計画を策定するものとする。